

任意の整理のイメージ

—裁判所を使わず、当事者間の話し合いで返済方法を和解します—

任意整理に適している場合

- 借金総額が比較的少額の場合
- 「引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合

所要期間（相談～返済計画の合意まで）

→2～4ヶ月※

所要費用

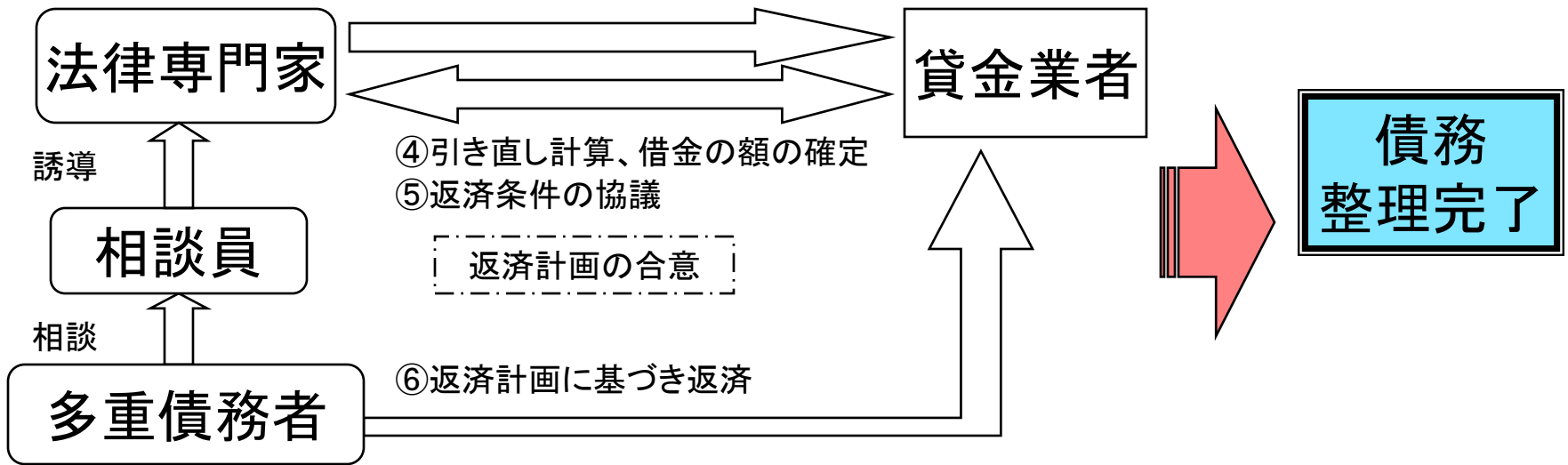
→1社2万5千円程度

（これに加え報酬額が加算される場合あり）※

- ①面談
- ②債務整理の依頼

※ここで紹介する数値は一例です。具体的には地元の法律専門家に確認して下さい。

③受任通知送付⇒ 《取立スタッフ》



主なメリット

- 当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことが可能
- 引き直し計算により、借金の額の減額が可能
- 受任通知により取立てが止まる(全ての手続きに共通)

主なデメリット

- 当事者間の任意の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない
- 事故情報に登録される恐れがある(全ての手続きに共通)